

小城市まちなか市民交流プラザの使用料（利用料）減免基準について

施設使用料の算定に際しては、市民が低廉な負担で**施設の設置目的に沿って効果的に利用**できるよう、市が負担（公費負担）する割合と利用者が負担（受益者負担）する割合を、**50%を基本とする受益者負担率を設定している**。そのため、その時点で受益者負担率に応じた減額を行っていることに加え、さらに減免制度を適用すると、それに係る費用も利用していない市民の税からも負担されることになる。

施設を利用する人と利用しない人の公平性を確保するためには、減免制度はあくまでも**「受益者負担の原則」の例外**として、真に必要な場合に限定して、特例的に適用される必要がある。

このことを踏まえて、次の通り減免基準を規定する。

なお、指定管理者が利用料として収受する場合も適用するものとする。